

第 4261 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2011年)平成23年 6月15日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 収益の認識基準

**Q**：企業会計では、収益を計上する基準が定められているとか。どのようになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

企業会計では、収益は実現主義に基づいて計上することとなっています。

具体的には次のとおりです。

#### 1. 一般的な販売

##### ① 出荷基準

製品や商品を出荷した日に収益を認識

##### ② 引渡基準

製品や商品を得意先に引き渡した日に収益を認識

##### ③ 検収基準

得意先が製品等を検収した日に収益を認識

#### 2. 特殊な販売

##### ① 委託販売

委託者が委託品を販売した日に収益を認識、ただし、販売の都度仕切精算書が送られてくる場合はその到達して日でも可

##### ② 試用販売

得意先が買取りの意思表示をした日に収益を認識

##### ③ 予約販売

予約金受取額のうち事業年度末日までに商品の引渡等が完了した部分

##### ④ 割賦販売

原則商品を引き渡した日（回収期限到来日基準や入金日基準でも可）

